

介護保険

〈情報コーナー〉



65歳以上の方の介護保険料が変わります。

65歳以上の方の介護保険料は、3年ごとに見直しをします。

介護保険料は、65歳以上の人口、介護サービスを受けられる人数、介護サービスにかかる費用などを推計し、保険料を決定します。

今後は、高齢化の進展とともに、介護サービスを利用される方や、介護サービスを提供する事業者も増え、保険で給付する金額も増加することが予想されます。

このため、平成21年度から3年間の介護保険料を次のように見直し、また、被保険者の方の所得に応じた保険料を負担していただくために、所得段階も見直し、6段階設定から10段階設定としました。

これまでの保険料 (平成18年度～平成20年度)

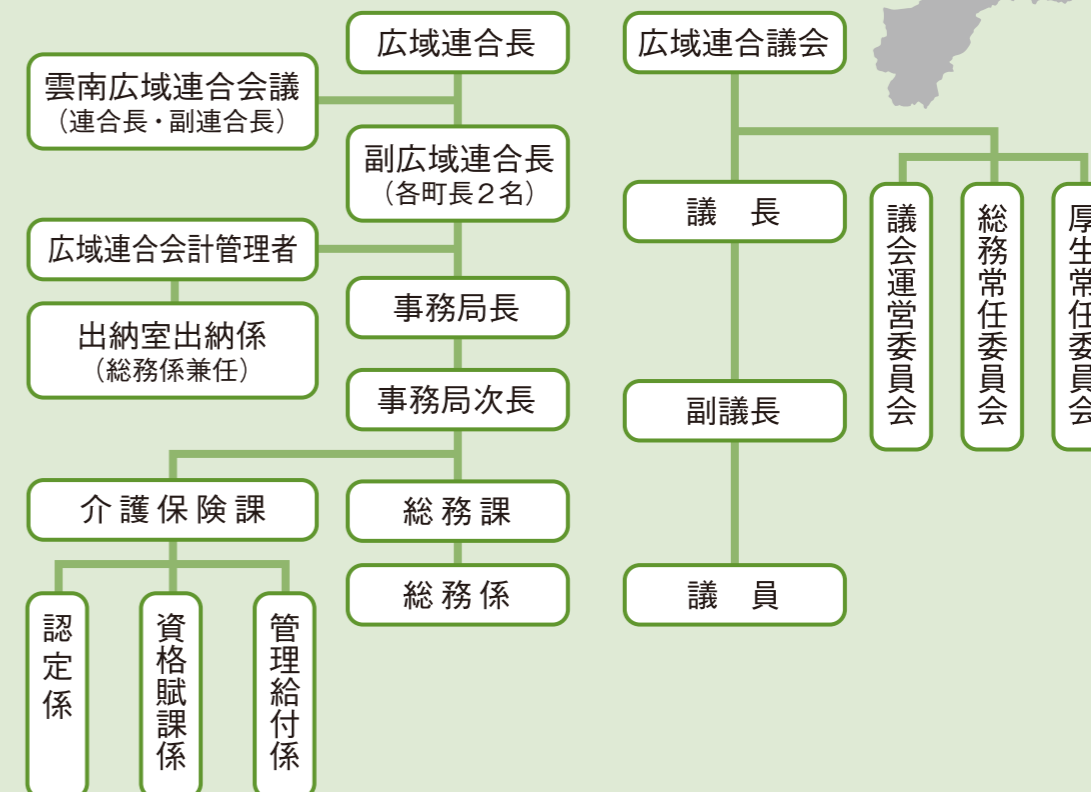
所得段階	対象となる方	保険料率	月額保険料 ()内は年額
第1段階	●本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ●生活保護を受給している方	基準額×0.50	2,000円 (24,000円)
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.50	2,000円 (24,000円)
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	基準額×0.75	3,000円 (36,000円)
第4段階	本人が住民税非課税の方(世帯内に住民税が課税されている方がいる)	基準額×1.00	4,000円 (48,000円)
第5段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25	5,000円 (60,000円)
第6段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が200万円以上の方	基準額×1.50	6,000円 (72,000円)

これからの保険料 (平成21年度～平成23年度)

所得段階	対象となる方	保険料率	月額保険料 ()内は年額
第1段階	●本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ●生活保護を受給している方	基準額×0.50	2,100円 (25,200円)
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.50	2,100円 (25,200円)
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	基準額×0.75	3,150円 (37,800円)
第4段階	本人が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方(世帯内に住民税が課税されている方がいる)	基準額×0.90	3,780円 (45,360円)
第5段階	本人が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円を超える方(世帯内に住民税が課税されている方がいる)	基準額×1.00	4,200円 (50,400円)
第6段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.10	4,620円 (55,440円)
第7段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額×1.25	5,250円 (63,000円)
第8段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.50	6,300円 (75,600円)
第9段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	基準額×1.75	7,350円 (88,200円)
第10段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が500万円以上の方	基準額×2.00	8,400円 (100,800円)

平成21年度

雲南広域連合組織図



職員配置

雲南広域連合では4月1日付けで定期人事異動を行いました。各課の主な事務、係、担当する職員は次のとおりです。

課名	係名	係長	係員()は兼託	所掌事務
事務局長	福間克巳	事務局長次長	中村清男	(総務課長兼務)
課長			中村清男	
総務課	係長	田中修	田中修	
介護保険課	係員()は兼託	石原達也	石原達也	介護保険事業計画・介護保険事業計画審議会・地域密着型サービス・事業者指定・実施指導・保険財政・事業者管理・広報・苦情相談・受給者管理・保険給付サービス計画管理
出納室		岡田徹	岡田徹	
出納係		足立純一	足立純一	
認定係		伊藤豊	伊藤豊	
資格賦課係		岡田祐也	岡田祐也	
管理給付係		和栗慎樹	和栗慎樹	
		岡田有未	岡田有未	
		藤本誠	藤本誠	
		田部里恵	田部里恵	
		石原達也	石原達也	
		村尾憲一	村尾憲一	
		奥田みどり	奥田みどり	
		坪倉美枝子	坪倉美枝子	
		多和田律子	多和田律子	
		長谷川照子	長谷川照子	
		室下悦子	室下悦子	
		荒木孝子	荒木孝子	
		八嶋敏江	八嶋敏江	
		関島哲郎	関島哲郎	
		土江慶彦	土江慶彦	
		関島哲郎	関島哲郎	
		土江慶彦	土江慶彦	

要介護認定訪問調査の項目が変わりました。

要介護認定の際に行われる「訪問調査」では、心身の状況や介護の状況を調べるために、本人や家族などから調査をします。平成21年制度改正で要介護認定訪問調査の項目が変わりました。今までは82項目でしたが、平成21年4月1日申請から74項目になりました。また、同じ項目でも定義・調査内容等が変わりました。

今回の変更では、

- (1) 認定調査員の調査におけるバラツキの解消
- (2) 介護技術の進歩を取り入れ、最新の介護の手法をより正確に反映させる。
- (3) 特記事項の充実により、より適切な要介護認定審査を行う

ということが主眼に置かれ、申請者(家族)に、普段困っていることや不便に思うことを具体的に遠慮なく話していただくよう調査を行います。

3つの評価軸



項目の再編

(旧)

- 1 群：麻痺・拘縮
- 2 群：移動
- 3 群：複雑動作
- 4 群：特別介護
- 5 群：身の回り
- 6 群：意思疎通
- 7 群：問題行動
- 8 群：特別な医療
- 9 群：日常生活自立度
- 10 群：廃用の程度

(新)

- 1 群：身体機能・起居動作
- 2 群：生活機能
- 3 群：認知機能
- 4 群：精神・行動障害
- 5 群：社会生活への適応
- その他：特別な医療
日常生活自立度

削除された項目

(14項目)

拘縮(肘関節)、
拘縮(足関節)、じょくそう、
皮膚疾患、飲水、
電話の利用、指示への反応、
日中の生活、環境等の変化、
幻視幻聴、暴言暴行、
不潔行為、火の不始末、
異食行動

追加された項目

(6項目)

独り言・独り笑い、
自分勝手に行動する、
話がまとまらない、
集団への不応、買い物、
簡単な調理

介護保険料の仮徴収について

雲南広域連合では、介護保険料は、年間保険料額を年6回に分け、偶数月(年金が支給される月)に納めていただきます。ただし、4月、6月、8月に納めていただく保険料は、所得や住民税の課税状況が確定していませんので、仮に決定した保険料となります。(これを仮徴収といいます。)また、それぞれの額については、4月に65歳以上の方にお送りした『介護保険料仮徴収開始通知書』でお知らせしていますので、ご確認ください。

なお、10月以降は、所得や住民税の課税状況より確定した平成21年度の年間保険料額から仮徴収の間に納めていただいた保険料額を差し引いた額を納めていただきます。(これを本徴収といいます。)また、平成21年度の確定した保険料額は、9月にお送りする『介護保険料決定通知書』でお知らせする予定にしています。



特別徴収(年金天引きにより納めている方)

仮徴収の間に納めていただく各月の保険料額は、平成21年2月に年金から天引きされた金額と同じ額になります。ただし、6月及び8月に納めていただく保険料額は、4月時点で仮に決定した年間保険料額の半額を4月、6月、8月の3回で納めていただくよう調整します。中には、4月と6月の額が著しく高くなったり、低くなったりする場合があります。



普通徴収(口座振替や納付書で納めている方)

平成20年度の所得段階をもとに、下表の金額を4月、6月、8月に納めていただきます。

なお、4月2日以降に65歳になられた方や雲南地域外から転入された方は、1回あたり8,400円を仮の保険料として納めていただきます。

平成20年度の所得段階	1回あたりの保険料額
第1段階	4,200円
第2段階	4,200円
第3段階	6,300円
第4段階	8,400円
第5段階	10,500円
第6段階	12,600円

訪問調査員の異動がありました!

雲南広域連合では、訪問調査業務を、調査の公平性・客観性の観点から、新規申請、変更申請の方を中心に直接実施いたします。

この度、雲南市、飯南町を担当する調査員の異動がありましたので、ご紹介したいと思います。訪問調査の際にはどうぞよろしくお願いいたします。

八嶋 敏江

満開の桜の花にはげまされるように、4月から認定訪問調査の仕事につくことになりました。

皆様の声や状況が正確に伝わり、そして、皆様の生活が充実したものになりますよう、誠実で適正な調査に努めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

